

# 平成31年度保険料率について

# 平成31年度保険料率に関する論点

## 1. 平均保険料率

### 【論点】

協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の推移などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、平成31年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。

### 【埼玉支部評議会意見】

- 保険料が高いという声を多く聞くが、従業員の大半は、保険料は給与から引かれて当たり前と考えている方が多い。事業所が健康経営に取り組み、従業員の個々の取組みが保険料率に影響することをアピールし、平均保険料率10%を可能な限り維持できるようにすべきである。（被保険者代表）
- 協会けんぽの保険料率が、健康保険組合の保険料率と比べて低くなると、解散する組合が増えて、協会けんぽへ移行する事業所が増加してしまうことを考えると、平均保険料率は10%を維持すべきと考える。（事業主代表）
- 事業主の保険料負担は非常に大きいため、保険料率の軽減を望む。また、国庫補助率について、健康保険法で定められている上限20%までの引き上げを国へ要望すべきと考える。（事業主代表）
- 平均保険料率は10%を維持すべきと考える。準備金は、中長期の予測を見ても、5年後にピークを迎え、その後は減少していく。加入者へは、早期に平均保険料率が10%以上になる可能性があることを情報発信すべき。また、健康経営に取り組んでいる企業に対してはインセンティブが必要だと考える。（学識経験者代表）

## 2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

### 【論点】

激変緩和措置の解消期限を踏まえ、平成31年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

### 【埼玉支部評議会意見】

○特にご意見なし

## 3. 保険料率の変更時期

### 【論点】

平成31年度保険料率の変更時期について、平成31年4月納付分（3月分）からでよいか。

### 【埼玉支部評議会意見】

○特にご意見なし

## 4. その他

### 【埼玉支部評議会意見】

- 健康保険法で定められている準備金を超過している部分を運用し、健診項目を追加する等の施策を実施すれば、特定健診の受診率の向上や病気の早期発見等につながると考える。（被保険者代表）
- 健康保険法で定められている準備金を超過した分について、民間の保険のように、加入者への還元方法を検討すべきと考える。（被保険者代表）

**意見の概要** (第93回運営委員会 (9/13) 後に開催された47支部の評議会中では出された主な意見)

## 1. 31年度の平均保険料率について

意見書の提出なし            9支部

意見書の提出あり            38支部

- |                            |      |
|----------------------------|------|
| ① 平均保険料率 10%を維持するべきという支部   | 18支部 |
| ② ①と③の両方の意見のある支部           | 13支部 |
| ③ 引き下げるべきという支部             | 6支部  |
| ④ その他 (平均保険料率に対しての明確な意見なし) | 1支部  |

## 2. 31年度の激変緩和措置について

激変緩和措置の計画的な解消以外の意見はほぼなし

## 3. 保険料率の変更時期について

4月納付分 (3月分) 以外の意見はなし